

防教教第2215号
防教衛第2215号
4. 4. 10

改正 平成10年 2月19日
平成10年 8月 4日
平成11年 2月 1日
平成12年 4月 1日
平成14年 4月 1日
平成22年 4月 1日

防衛大学校長
防衛医科大学校長 殿
各幕僚長

防衛庁長官

外国人留学生が自衛隊の病院及び医務室で診療を受けた場合の診療経費の徴収免除について（通達）

自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号）第4条第1項第2号に掲げる者のうち、委託者が下記の外国政府である外国人留学生については、当該外国人留学生が自衛隊の病院又は医務室で診療を受けた場合においては、平成4年4月10日以降当該外国人留学生に係る診療経費を徴収しないこととする。

記

- 1 委託者が隊員について診療経費の徴収を免除している外国政府である場合
- 2 委託者が開発途上にある地域の国の政府である場合
なお、当分の間、本項を適用する国は次のとおりとする。

タイ王国、シンガポール共和国、マレーシア、インド、インドネシア共和国、フィリピン共和国、ミャンマー連邦、バングラデシュ人民共和国、パキスタン・イスラム共和国、大韓民国、中華人民共和国、モンゴル国、ヴェトナム社会主義共和国、ルーマニア、カンボディア王国、ラオス人民民主共和国、東ティモール民主共和国